

第10回

眼球温存不能や視覚喪失を回避するための 一次診療施設での取り組み ⑦

村松 勇一郎

日本動物高度医療センター 眼科
赤塚犬猫病院

はじめに

2019年7月号より、一次診療施設において症状が現れにくい片眼の視覚低下や夜盲など特定の環境のみでの視覚低下を発見するために、眼科における身体検査を積極的に実施することが重要であり、その方法を紹

介させて頂きました。

今回は身体検査の方法は一旦お休みにして、身体検査で得た情報や他の検査所見をオーナー様に伝えるために画像を残す方法について紹介させていただきます。

画像保存

前回まで瞳孔径、眩惑反射や威嚇瞬き反射など各種反射、メラニン100による反応などについてお話させて頂きましたが、その結果をオーナー様にお伝えする際にどのように説明されているのでしょうか？ またどのように説明すれば、より正確に短時間で伝えることができるのでしょうか？

何の検査をしているのか、それら各検査の意味について理解できていないオーナー様も多くいます。各検査を実施した際にはどのような検査であっても各種検査の意味をお伝えし、検査結果、そこから考えられる病態や鑑別、病態を判断した理由、それらから導き出される今後の病態予測、初期治療方針、初期治療の結果を踏まえての今後の診察予定などをオーナー様にお伝えすると思いますが、筆者の経験的には初診のオーナー様は検査結果を聞くだけで一杯一杯になることが多いかと思います。初診の段階で言葉のみでの説明で、オーナー様が獣医師がどのような検査をしているのかイメージすることや、各検査結果の所見をつなぎ合わせて病態をイメージすることは非常に難しいかと思います。

獣医師側も検査結果を言葉やカルテに図解することだけで、スタッフ間に検者と同じイメージを共有するのは難しいと思います。またカルテに図解することは非常に手間がかかり、忙しい診療の中では出来る限り

回避したい作業かと思います。

高額な機器を使用すれば画像記録が可能となりますが、限られた施設しか購入できないのが現状であり、また撮影場所も広範囲には移動できず限られたスペースでの検査となってしまいがちかと思います。撮影が出来ない場合は診察した本人の記憶に依存するカルテ記載だけが診療記録となり、客観的情報は残りません。熟練した獣医師が一人で行うのであれば診察自体は行えると思いますが、経験の少ない獣医師が残した記録を元に複数の獣医師が診療をし、診断、治療経過を判断するには限界があります。

また獣医師一人で検査を実施し、主観的な記録を元に診療が可能であったとしても、治療経過が芳しくないなどでオーナー様との間でトラブルなどになった際に客観的情報がないのは大きな問題になってしまう可能性があります。画像撮影・記録は診断、治療、教育、情報の共有、証拠として非常に重要となるため静止画や動画をカルテとともに保存する必要があります。

しかし、画像保存システムは非常に高額なものが多く、また画像保存システムにデータを残すために必要なカメラ、それらが接続できる前眼部撮影機器(スリットランプ)や眼底撮影機器(眼底カメラ)などの機材も非常に

※NJKは、みなさんで作る雑誌です。症例紹介、ご質問、ご意見をお寄せください。